

平成 24 年第 3 回定例会 県民企業常任委員会

平成 24 年 12 月 21 日

西村委員

それではまず、企業庁の名称変更について伺ってまいりたいと思います。

平成 25 年 4 月に本庁機関の見直しを行うとの報告がございました。これについては、9 月の常任委員会において、私も意見を申し上げましたが、これらの意見が反映されたと理解をしております。

例えば、医療と関わりが深い高齢者福祉部門は県民局という話でしたけれども、今後は医療と介護との壁を取り払っていかなければいけない、保健福祉局にという意見をさせていただきました。保健福祉局に位置付けられるということ、そしてまた、国際関係業務を世界に向けてということで、政策局にということだったんですけれども、神奈川県は外国籍の県民の方が多くお住まいなので、暮らしに軸足を置いて県民局でと意見を申し上げ、これがそのまま県民局の所管と出てまいりまして、意見が通ったと理解し、また評価しているんですけれども、当初出された案も重要な課題だと思いますので、今後、正にクロス・ファンクショナルで取組を推進していただきたいと要望いたします。

また、その中で、企業庁の名称は現行のままにするということでもございましたので、伺ってまいりたいと思います。

私は、9 月の常任委員会におきまして、緊急財政対策を進める中で、多額の費用をかけて企業庁の名称を公営企業庁と変更することを県民の皆様が理解をしてくださるのか、理解を得るのは難しいのではないかと申し上げました。改めて企業庁として、名称変更についてどのように考えたのか伺います。

企業局総務課長

企業庁につきましては、一般県民から見て、何を所管しているのか分かりにくいという御指摘を頂いておりましたので、公営企業庁と名称変更することで、企業庁の事業内容を明らかにできるのではないかと考えておりました。

9 月の常任委員会におきまして、4,000 万円の費用をかけて名称変更することについて、県民の理解が果たして得られるのかという御意見も頂きました。企業庁といたしましては、引き続き費用対効果を検証するとともに、名称を変更する場合の影響等につきまして、関係団体、例えば管工事業協同組合、津久井湖協会、企業庁サービス協会あるいは金融機関などに意見を聞きながら、慎重に検討してきたところでございます。

そうした中で、名称変更した場合には、例えば金融機関におきましては、現在、店頭で神奈川県企業庁収納事務取扱店という表示をしていただいておりますが、こういった表示を変更する必要がある、その対象が、県内と東京都内を合わせますと約 2,300 店舗あるということもございまして、そういった影響も総合的に検討した結果、企業庁の名称につきましては、現状のままにするということの判断に至ったものでございます。

西村委員

企業庁の名称変更について、関係団体からはどういった御意見があったんでしょうか。

企業局総務課長

関係団体の意見あるいは影響についてでございますけれども、例えば、長年この名称が定着していると、県民にも市町村にも、企業庁と言えは県の組織であることが認識されている、多額の費用をかけてまで名称変更する価値があるのかという意見もございました。あるいは、ダム水没者におきましては、ダム建設時から企業庁の名称が定着しており、あえて変更する必要性は低いのではないかと。それから、企業庁の名称は60年も使用しているということで、定着しているのではないかと。そういった御意見を頂きました。また、影響につきましては、例えば水道工事店の看板や会社案内等の資料の内容を変更する必要が生じてくる。あるいは、金融機関におきましては、各店舗の表札、帳票、システムの変更が必要、あるいは、帳票類の在庫に無駄が生じる、新旧帳票が混在するとエラーや振込不能が生じるといったことも懸念されるといった御意見あるいは影響が明らかになったところでございます。

西村委員

ということは、名称を変更すると、企業庁だけの負担ではなくて、より広く大きな、関係団体や企業その他にも御負担がかかってしまうということであったかと理解いたしました。ところが、名称をそのままといっても、一般県民から見て、何を所管しているのか分かりにくいという御意見、課題はこのまま残っているわけです。今後、広く県民の皆様へ企業庁を理解していただくために、十分に広報していくことが重要であると考えられますけれども、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

企業局総務課長

企業庁の名称につきましては、関係団体や金融機関におきましては定着しているという御意見を頂きましたけれども、企業庁の水道事業や電気事業、ダム管理という仕事をしているということを広く県民に理解していただけるよう、広報していくことが重要であると思っております。具体的には、企業庁のホームページや水道事業の広報紙でございます、さがみの水の内容の充実、あるいは、様々の情報をより分かりやすく伝えるメッセージ力の強化にも努めていかなければいけないと思っております。

また、水道週間でのキャンペーン、浄水場や発電所の施設見学会などにおいて、事業内容を積極的に広報していくとともに、市町が行っております市民まつり、産業まつり、防災フェア、環境フェアなどに積極的に参加しながら、企業庁がライフラインを担っており、また、県民にとって身近な存在であるといったことが御理解いただけるように、より一層の広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。

西村委員

正にライフライン、命に関わる事業を展開していただいているわけですから、より県民の皆様に信頼が広がるような広報活動をよろしくお願いいたします。

次に、県営水道事業の経営計画について伺います。

先日の本会議の一般質問におきまして、我が会派の渡辺議員の質問、提案に対して、今後の水道設備の整備の考え方や新たな県営水道事業経営計画と財政収支見通しを策定することについて答弁がございましたが、これに関して伺ってまいりたいと思います。

はじめに、現行の県営水道事業経営計画の経営期間と財政収支見通しの策定、見直しなどの状況について確認をさせていただきます。
経営課長

現行の県営水道事業経営計画でございますけれども、計画期間が平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間でございます。そして、この経営計画に定める事業を実施していくための財政収支見通しでございますが、平成 18 年度から 22 年度まで、計画の前半の 5 年間で期間として策定をしております。しかしながら、収入の大部分は水道料金収入でございますけれども、節水型機器の普及などによります水需要の減少に加えまして、特に平成 20 年度以降のリーマンショックをきっかけとする景気低迷の影響を非常に大きく受けまして、当初の財政収支見通しと比べて大幅に収入が下回るという状況がございました。こうした収入状況の中でも、計画の目標を着実に実施して、安定した経営を行っていくためということで、状況変化を反映する見直しを行いまして、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間ですけれども、財政収支見通しの策定をしたところでございます。

なお、平成 24 年度以降については、東日本大震災や原発事故など、更に大きな変動要素がございまして、状況が不透明な中で、複数年の見通しが困難な状況に現在ございますので、各年度の予算編成による事業経営という形で行っております。

西村委員

先日の本会議において、現在、企業庁全体の経営方針の検討を始めたということでしたけれども、この経営方針と県営水道事業経営計画との関係をお伺いします。

企業局総務課長

平成 23 年 3 月に発生いたしました東日本大震災や原子力発電所の事故によりまして、これまでの災害対策の見直しが必要になってきた、あるいは、県としての新たなエネルギー政策が打ち出されたといった企業庁の経営に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化や課題が生じております。こうしたことから、今後の経営の基本的な方針について検討する必要があると考えておるところでございます。

この経営方針でございますけれども、こうした経営環境の変化を踏まえまして、新たに中期的な経営の基本方針として、水道事業、電気事業の次期経営計画やその他の事業の重点的な取組の方向性を示すものと考えているところでございます。

一方、県営水道事業の経営計画でございますが、この経営方針を踏まえまして、

水道事業における事業の目標やその達成に向けた具体的な取組内容を示すものと考えているところでございます。

西村委員

それでは、企業庁全体の経営方針について、現在の検討状況と今後の検討スケジュールについてお伺いします。

企業局総務課長

経営方針でございますけれども、現在、企業庁を取り巻く経営環境や課題を整理し、基本理念や経営方針に掲げる項目などについて議論を始めたところでございます。今後のスケジュールですけれども、平成 25 年の第 1 回定例会の常任委員会には、素案をお示しできればと考えておまして、経営方針と併せて、水道事業経営計画の検討も進めながら、議会での御意見も頂きながら、平成 25 年度中には経営方針を策定したいと考えているところでございます。

西村委員

国においては、今後、新水道ビジョンが策定されると聞いており、新たな会計基準も各公営企業に適用されると伺っておりますが、新たな県営水道事業の経営計画と財政収支見通しについて、企業庁全体の経営方針や新水道ビジョンの策定、そして新たな会計基準の適用などの動きを受けて、今後どのように検討されていくのか、スケジュールも含めてお伺いします。

経営課長

新たな水道事業の経営計画と財政収支見通しの策定に当たりましては、現在、計画づくりに先駆けて検討を行っております、企業庁全体の経営方針の今後の検討内容を受けまして、検討スケジュールとの整合も図りながら、具体的に検討を進めてまいります。

また、仮称でございますけれども、新水道ビジョンは、今年度末に厚生労働省から示されるという予定でございます、内容的には、東日本大震災を教訓として、より災害に強く、持続可能な水道を実現するための今後の危機管理の在り方ですとか、人口減少に対応するためのアセットマネジメントの活用方法などが示される見込みだと聞いております。したがって、新たな水道事業の経営計画で定めます方向性や目標設定といった部分において、内容の調整を図る必要があると考えております。

それから、平成 26 年度から適用されます新たな地方公営企業の会計基準でございますが、こちらは、現在広く民間企業で用いられている企業会計の原則に準じた内容の改正になるということでございますので、財務諸表の表示なども大きく変わっていくこととなります。したがって、この新たな会計基準に基づきまして、新たな財政収支見通しを策定して、県民に分かりやすく示していく必要があると考えてございます。

こういった状況を踏まえまして、これらの内容や実施時期等も踏まえて、具体的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

西村委員

平成 18 年の神奈川県営水道事業経営計画を拝見しますと、経営環境について、今後の水需要は、家庭用の使用水量では各家庭 1 戸当たりの使用水量で微減傾向が続くものと見込まれるが、給水人口が緩やかな増加を続けることから、家庭用全体では横ばい傾向で推移するものと考えられていると記載されていますが、これ自体は外れております。そして、もう一つ、市町との新規開発に関する事前協議による工場等の増加が期待できることから、業務用の給水量全体では、これまでのような大幅な減少はないものと考えられるとしておりますが、これも予測を覆すものとなっていると捉えています。

そしてまた、これは良いことなんですけれども、節水技術の進歩もあって、各大企業は、地下水の利用や循環型を導入している。今後、技術革新が行われたら、中小企業も取り入れていく可能性があるでしょうし、家庭においても、洗濯機や水洗トイレなど、どんどん節水という方向性に世相が流れているわけですから、こういったところもしっかりと予測をしていかなければならないと思います。県営水道は県民のライフラインであり、現行の料金水準を維持しながら、今後も安全で安心な水を安定的に供給していくために、新たな課題に対応する県営水道事業経営計画と財政収支見通しをできるだけ速やかに、そしてまた、正確な予測判断に基づいて策定をするよう要望いたします。

次に質問させていただきますのは、かながわ男女共同参画推進プラン改定案についてです。幾つか質問が出ておりますので、重ならないように伺ってまいります。

まず、重点目標 1 の女性の活躍と参画の推進について、数値目標として前回のプランにはなかった、県幹部職員における女性の割合というのが設定されておりますが、今回はどのような考え方で、この平成 26 年度 20% という目標値を設定したのかお伺いします。

人権男女共同参画課長

今回のプランの改定に当たりましては、できるだけ数値目標を掲げることで、プランに実効性を持たせたいと考えております。そうしたことから、新たに県幹部職員における女性の割合の数値目標というものを設定しました。また、目標数値ですが、知事部局を対象といたしました人材育成マスタープランの目標である、平成 26 年度までに 20% という数値と整合を図っておりますが、知事部局だけではなく、他の任命権者も含めて広く目標を設定することで、一層、庁内の女性管理職の登用を推進したいと考えました。

なお、設定に際しましては、教育委員会など他の任命権者にも女性登用の目標値について確認をいたしまして、知事部局と同様の目標を有している、あるいは知事部局の目標に準じたいとした任命権者について、この目標の対象とするような形で設定をしたいと考えているところです。

西村委員

知事部局から広げたというのは画期的ですけれども、対象は知事部局、教育局、議会局などとありますけれども、警察と企業庁が入っていないと思うんですが、

もちろん仕事の内容ということはあるとは思いますが、企業庁のお考えをお伺いします。

企業局総務課長

知事部局におきましては、課長級以上の職員における女性職員の割合を 20%に引き上げるということで、女性職員の登用をすると理解をしております。ただ、企業庁における課長級以上の職員における現在の女性職員の割合というのは、2.2%という状況でございます。したがって、企業庁として、課長級以上の職員における女性職員を 20%という数値目標を設定することは、人事制度の公正な運用ということを考えますと、なかなか難しいと考えているところでございます。

知事部局におきましては、事務職員が全体の約 65%、3分の2が事務職員で、そのうち女性は約 30%おります。それから、技術職員のうち 28%が女性職員で、職員の約 29%、約 3割を占めているという状況でございます。しかしながら、企業庁におきましては、事務でなくて、技術職員が全体の約 3分の2を占めておりまして、そのうち 4%が女性職員で、事務職員のうち 21%が女性職員ということでございます。女性職員は職員全体の約 9%という状況ですので、企業庁の女性職員の割合は知事部局の約 3分の1という状況でございます。

したがって、企業庁は、技術の職員が多い上に、技術の女性職員が非常に少ないといった状況でございます。最近では、土木職や電気職に女性職員が若干増えてはきておりますけれども、女性職員の数が少ないという状況でございますので、課長級以上の職員の割合を高めるといのは、相当時間もかかることなのかなということで、すぐに目標を達成するというのは難しいと思っております。

ただ、企業庁といたしましても、新たな人材育成マスタープランを踏まえまして、人材育成を進め、意欲と能力のある女性職員につきましても、計画的な登用に努めていきたいと考えておるところでございます。

西村委員

一律のパーセントの目標の設定というのは、厳しい状況であるというのは十分理解していますが、例えば、独自に、いつまでにこの目標を設定できる状況に環境を整えていくなどの目標の立て方というものもあるかと思っておりますので、いろんな角度から御検討いただきまして、また、理系女子の活用ということも言われておりますから、技術職で女性が活躍できるような環境整備というものも考えていただきたいと思っております。

その下の参考数値に、県防災会議における女性委員の数というのが挙がっておりまして、昨年 12 月にゼロだったものが、女性を登用していただきたいと防災会議に申しあげましたら、知事部局から県の職員の方を 5名登用していただきました。そして今回 7名ということで、法改正その他を受けてということなのですが、こういったメンバーの方が選ばれていらっしゃるのかお伺いします。

人権男女共同参画課長

今回、新たに 5名から 7名にということですが、5名の県の職員は 2名に減っております。これは、県職員ばかりではなく、多様な意見を伺うことが望ましい

と考えると、県職員の枠を減らしたと聞いております。新たに加わった5名の女性は、NPO、NGO、町の防災会議や学識経験者の方であると聞いています。

西村委員

県の方はこうやって広がってきたわけですが、県内の市町村の状況というのはどうなっていますか。ゼロの市町村はあるのでしょうか。

人権男女共同参画課長

市町村につきましては、県と同様に、独自に条例で定めておきまして、県の防災会議の構成員は災害対策法で充て職でなっているところが多いですが、市町村は裁量が大きいということがございます。12月1日現在で、33市町村中、10市町村がゼロになっていると聞いております。

西村委員

同じく防災に関わることで、女性消防団員が挙げられているんですが、こちらの市町村の状況というのは、どうなっているのでしょうか。

人権男女共同参画課長

現在、県内の市町村で、女性が入っている消防団は、33市町村のうち9市町と伺っております。

西村委員

まだまだ広がっていないという現状があるかと思えます。女性の声を防災に生かしていくと、ましてや、市町村が実際に避難所の運営をされていくわけですから、より生活に密着をした女性の声というのが届かなければ意味がないと考えます。県の方からも強く働き掛けをしていただけますよう要望させていただきます。

最後に、重点目標4の異性に対する暴力の根絶と人権の尊重ですが、この中で一つ伺いたいと思うんですが、先ほどもお話が出ましたデートDVはDV防止法の中では擁護されないと。内縁という縛りというのがすごくあやふやでございまして、若いカップルが、例えば学生同士で同棲をしていて、それが果たしてDV法に絡むのか。実際に様々な事件や現象が起こっているわけで、こういった命に及ぼすような影響があるかもしれないと判断をされた場合、普通は配偶者暴力相談支援センターに相談に行ったり、あるいはシェルター機能で擁護していただいたりということが出来るかと思うんですが、デートDVの被害者の方も活用することはできるんですか。

人権男女共同参画課長

配偶者暴力防止法の直接の適用というものは無いんですが、通知によりまして、相談や一時保護もできるような形になっております。

西村委員

法の対象の中では中に入っていないけれども、そういうときにはシェルター機能や相談も使えるということなんです。そうであれば、配偶者暴力相談支援センターの配偶者というネーミングはとても分かりにくいと思うんですが、全ての女性が活用できると感じられないと考えるんですが、いかがでしょうか。

人権男女共同参画課長

ただいまのお話は法律のお話ですので、県としてでできることは限られてしまうんですが、実際に一時保護であったり、相談であったり、そういったものにつきましては、法を超えてできるということについて、きちんと広報していきたいと思っております。

西村委員

プランに位置付けられている数値目標や主要施策については、県民局だけではなく、関係する具体的な施策は各局に、頭を下げてお願いをしているという状況があるかもしれません。でも、お願いをすることではなくて、男性にとってもという御意見がありましたけれども、男女共同参画は、いわば男性も女性も幸せになりましょうということなわけですから、他の部局の方々にもこうした意識を強く持っていただいて、より密な連携をとって、プランを実効性のあるものとしていただけますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

西村委員

私は、公明党神奈川県議団を代表し、諸議案に賛成の立場から意見発表を行います。

まず、県営水道事業の経営計画についてです。

県営水道事業では健全で安定した経営を目指し、平成 18 年 4 月に料金改定を行うとともに、平成 27 年度までの 10 箇年を計画期間とする県営水道事業計画を策定しました。しかし、現在の水道料金収入は、この計画における財政収支見通しと大きくかい離しており、平成 21 年から 22 年度までの財政収支見通しを見直すとともに、平成 23 年度の見通しを加え、3 年間の財政収支見通しを策定したと承知しており、現在は年度ごとの予算編成に基づいて事業運営が行われております。

本年度末には、厚生労働省から新水道ビジョンが公表され、平成 26 年度からは新たな地方公営企業の会計基準が適用されるということもあり、これを機に新たな県営水道事業経営計画と財政収支見通しを策定するということですが、平成 18 年度の経営計画では、水需要の動向においての見通しの甘さが見受けられ、今後は景気の動向のみならず、東日本大震災の教訓をも生かし、様々な課題に対応し得る県営水道事業経営計画と財政収支見通しをできるだけ速やかに策定するよう要望いたします。

次に、本庁機関の見直しについては、9 月の常任委員会で意見させていただいたことが反映されていると評価をいたします。しかしながら、県民生活向上のためには、より多角的な取組が重要と考えますので、各部局の更なる連携を要望いたします。

最後に、かながわ男女共同参画推進プラン改定案については、プランに位置付けられている数値目標をまず県の各部局が示すこと、また、困難な場合においても個別の目標を設定するなど、県民や民間企業に推進する姿勢を示していくことが肝要と考えます。環境整備や意識啓発など、県民局だけでなく、各局の施策に

関わるものも多く、それぞれの施策が男女共同参画に資するとの共通意識の下、クロス・ファンクションや取組で実効性のあるものとしていただけますようお願いいたします。

以上、意見、要望を申し上げ、公明党神奈川県議団として、当委員会に付託された諸議案に賛成いたします。